

目次

元気いばらき就職面接会（筑西会場）を実施します。	1-2
平成31年度 県立産業技術専門学院入学生募集	3
職場のトラブル解決サポートします！	4
労働保険適用促進強化期間です（11月）	5
労働保険関係手続のオンライン申請のご案内	6
茨城県最低賃金の改正について	7
「過重労働解消キャンペーン」期間（11月）	8-9
ハロートレーニングの活用のご案内	10
「財形貯蓄」導入のご案内～中小企業事業主の皆さまへ～	11
労働委員会の窓から	12-13
いばらき働き方改革推進月間（11月）	14
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！	15
仕事と生活の調和推進計画／働き方改革講師派遣のご案内	16

「元気いばらき就職面接会（筑西会場）」を実施します

学生を除く若者や離職され求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

記

- 1 開催日時 平成30年12月5日（水）
13:10～15:30（受付12:30～）
- 2 会場 茨城県筑西合同庁舎 本庁舎大会議室
（筑西市二木成615）
- 3 対象求職者 若者（学生を除く）や離職され再就職を目指す方などで求職中の方
- 4 参加事業所 県内に本社又は就業場所がある事業所 約20社

【問い合わせ先】

○産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL：029-301-3645

詳細は次頁へ！

お仕事をお探しの皆さまへ！



平成30年度 第6回 元気いばらき就職面接会(筑西会場)

茨城県（ジョブカフェいばらき）が主催する合同就職面接会です。
複数の企業の採用担当者に直接会えるチャンスです。ぜひご参加下さい。

【開催日時】

平成30年12月5日(水) 13:10～15:30 (受付12:30～)

【会場】

茨城県筑西合同庁舎
本庁舎大会議室

(住所：筑西市二木成 615)

◆アクセス◆

JR下館駅南口より徒歩約20分
*駐車台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用下さい。



【対象求職者】

若者(学生を除く)や離職され再就職を目指す方などで求職中の方

【参加事業所】

県内に本社又は就業場所がある事業所
約20社(予定)

【各種相談コーナー】

キャリアカウンセリング, 介護福祉職相談

【その他】

- ・企業の人事担当者に直接応募書類を渡すことができ、面接が受けられますので、履歴書を複数枚記入し持参してください。
- ・事前申込不要, 参加費無料です。
- ・雇用保険の求職活動実績になります。

※平成30年度第6回元気いばらき就職面接会(筑西会場)の詳細は、「茨城県労働政策課」ホームページをご覧ください。

■お問い合わせ■ いばらき就職支援センター県西地区センター

住所：筑西市二木成 615 茨城県筑西合同庁舎内 電話：0296-23-3811

主催：茨城県

共催：筑西市

2019 県立産業技術専門学院入学生募集!

県立産業技術専門学院では、「ものづくり」などの技能者をめざす平成31年度入学生の入学者選考試験を以下のとおり実施します。

技能実習の時間を多く取り入れた実践的なカリキュラムで、就職に有利な資格を取得できます。

多くの皆様のご応募をお待ちしております。



1 【普通課程】

施設	訓練期間	訓練科	募集定員
水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160)	2年	自動車整備科	20名
		建築システム科	25名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)	1年	電気工事科	20名
	1年	機械加工科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL0299-69-1171)	2年	金属加工科	20名
	2年	プラント保守科	20名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50 (TEL029-841-3551)	2年	機械技術科	20名
		コンピュータ制御科	20名
		自動車整備科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)	2年	機械システム科	20名
	1年	電気工事科	20名

入学者選考試験 B 日程	
受付期間	平成30年11月12日(月)～12月10日(月)
選考試験日	平成30年12月14日(金)
合格発表日	平成30年12月21日(金)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院

※ A日程で定員を満たした訓練科は、B日程の試験を実施しません。応募方法や応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。

2 【短期課程】

17才以上の若年求職者を対象とした1年間の訓練です。学歴は問いません。詳しくは、各学院または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

	受付期間	選考日	合格発表	
生産 CAD 科 (鹿島学院)	第1回	募集終了	-	
	第2回	募集終了	-	
	第3回	11/12(月)～12/10(月)	12/14(金)	12/21(金)
	離職者	1/21(月)～2/15(金)	2/22(金)	3/1(金)
IT 技術科 (土浦学院)	第1回	募集終了	-	
	第2回	11/12(月)～12/10(月)	12/14(金)	12/21(金)
	第3回	2/12(月)～3/11(月)	3/18(月)	3/20(木)
金属加工科 (筑西学院)	第1回	募集終了	-	
	第2回	募集終了	-	
	第3回	11/12(月)～12/10(月)	12/14(金)	12/21(金)

職場のトラブル解決サポートします！

茨城労働局では、労働局内及び県内 8 つの労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設け、個別紛争解決促進法に基づく個別労働紛争解決援助サービスとして、労働における各種問題・トラブルに関する相談・問い合わせに対応する総合労働相談、民事上の個別労働紛争について、紛争当事者からの申出に基づく労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんを行っています。



【助言・指導】

職場における民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

- 【例】 ①職場の先輩からパワハラを受けているが、会社は対処してくれない⇒**助言の実施**⇒配置転換により解決
 ②転職のため退職を申し出たが、会社が認めてくれない。⇒**助言の実施**⇒退職届が受理され解決

【あっせん】

職場における民事上の個別労働紛争について、公正・中立な第三者（弁護士など学識経験者）が紛争当事者の話し合いを仲介し、双方の主張の要点を確認し、意見の調整を行うことにより、紛争の解決促進を図る制度です。

- 【例】 ①解雇されたが、解雇理由に納得できず、金銭的補償を求めたい⇒**あっせんの開催**⇒解決金の支払により解決
 ②パワハラを受け退職せざるをえなくなった。金銭補償を求めたい。⇒**あっせんの開催**⇒解決金の支払により解決

⇒ 詳しくは、最寄の下記一覧の総合労働相談コーナーまでお問い合わせ下さい。

【県内の総合労働相談コーナーの所在地・連絡先】

コーナー名	所在地	電話番号
茨城労働局 総合労働相談コーナー	〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 6F 茨城労働局雇用環境・均等室内	029-277-8295
水戸 総合労働相談コーナー	〒310-0015 水戸市宮町 1-8-31 3F 水戸労働基準監督署内	029-277-7925
日立 総合労働相談コーナー	〒317-0073 日立市幸町 2-9-4 日立労働基準監督署内	0294-22-5187
土浦 総合労働相談コーナー	〒300-0043 土浦市中央 2-14-11 土浦労働基準監督署内	029-821-5127
筑西 総合労働相談コーナー	〒308-0825 筑西市下中山 581-2 筑西労働基準監督署内	0296-22-4564
古河 総合労働相談コーナー	〒306-0011 古河市東 3-7-32 古河労働基準監督署内	0280-32-3232
常総 総合労働相談コーナー	〒303-0022 常総市水海道淵頭町 3114-4 常総労働基準監督署内	0297-22-0264
龍ヶ崎 総合労働相談コーナー	〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町四区 6336-1 龍ヶ崎労働基準監督署内	0297-62-3331
鹿嶋 総合労働相談コーナー	〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1 鹿嶋労働基準監督署内	0299-83-8461

11月は労働保険適用促進強化期間です。

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により一人でも労働者を使用する事業主に加入が義務付けられており、労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

特に11月は、厚生労働省が定めた「労働保険適用促進強化期間」として全国的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図るとともに、労働保険の適用を促進することとしております。

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で労働保険の加入手続を行われますようお願いいたします。

問合せ先 茨城労働局総務部労働保険徴収室

電話 029-224-6213 <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

労働保険関係手続のオンライン申請をご活用ください。

～業務の効率化、コスト削減に効果が期待できます。～

インターネットを使って、社会保険や労働保険の手続きができるのをご存知ですか。「電子政府の総合窓口(e-Gov:イーガブ)」の電子申請システムを利用すると、窓口に行かなくても、24時間いつでも社会保険や労働保険の手続きが行えます。オンライン申請は、書面による申請に比べて、次のようなメリットがあります、ぜひ、この機会にオンライン申請をご利用ください。

オンライン申請のメリット

- (1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます
- (2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

(1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます

社会保険・労働保険の手続きのため、労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所など役所の窓口に出かける機会は多くあります。そのための移動時間や費用も積み重なると大きな負担になりますが、オンライン申請の活用により、時間・コスト削減が期待できます。コスト削減効果を考える上で、次の試算を参考にしてください。

【オンライン申請により期待できる削減コスト】年間 15,000～20,000 円程度

○書面で申請を行う場合のコスト・・・・・・・・約 30,000 円

- ・年間の社会保険・労働保険関係の届出・・・・・・・・6 回
- ・行政機関滞在時間、移動時間・・・・・・・・2 時間
- ・1 回当たり往復交通費・・・・・・・・320 円
- ・時間当たり給与・・・・・・・・2,383 円

→2,383 円×2 時間×6 回+320 円×6 回=30,516 円

○オンライン申請を行う場合のコスト

- ・電子証明書の取得費など・・・・・・・・10,000～15,000 円程度

(公的個人認証の利用も可。公的個人認証の取得費は 500 円)

(2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

申請内容によっては、複数の手続きを効率よく作成・申請することができます。また、前年度記載したものを基に翌年度の書類が作れますので、最初から作成する必要がなく、手間が省けます。

入力チェック機能などにより、記入漏れや記入誤りなどを防ぐことができます。なお、e-Gov の使い方や操作方法について、分からない場合には、電話やメール、FAX で問い合わせることもできます。

【オンライン申請利用マニュアルなどのご紹介】

○オンライン申請ガイドブック (<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>)

○オンライン申請利用マニュアル一覧 (<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>)

不明な点は、下記までお問い合わせください。

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室 TEL029-224-6213 FAX029-224-6258



チェック

しなくちゃ。

最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

今年も変わります!



茨城県 最低賃金

平成30年
10月1日から
〈時間額〉

822円



最低賃金についてのお問い合わせ

茨城労働局賃金室（電話 029—224—6216）又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

最低賃金引上げに向けた事業者への支援窓口

- ワン・ストップ無料相談窓口 茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728）
- 業務改善助成金 茨城働き方改革推進支援センター（電話 0120-971-728）
- 茨城労働局雇用環境・均等室（電話 029-277-8294）
- キャリアアップ助成金 茨城労働局職業対策課（電話 029-224-6219）

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

はたらき過ぎは危険信号、あなたも職場も

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため茨城労働局では、同月間にあわせ、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

◇事業場の皆様におかれては、過重労働に係る健康障害を防止し、また賃金不払残業を解消するために、次の取組をお願いします。



過重労働による健康障害を防止するために

- ① 時間外・休日労働時間の削減
 - ◆ 36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準に適合したものとする必要があります。
 - ◆ 特別条項付き協定により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は45時間以下とするよう努めましょう。
 - ◆ 休日労働についても削減に努めましょう。
- ② 年次有給休暇の取得促進
 - ◆ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底
 - ◆ 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
 - ◆ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために

- ① 職場風土を改革しましょう。
- ② 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化し、チェック体制を整備しましょう。

◇厚生労働省・茨城労働局では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減等働き方改革に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

重点監督を実施します。

各種相談等から長時間・過重労働が疑われる事業場などへの監督指導を重点的にを行います。

平成30年11月4日(日) フリーダイヤルによる電話相談を全国一斉で実施します。

過重労働解消 相談ダイヤル	なくしましょう 長い残業 0120-794-713	午前9時から午後5時
------------------	------------------------------	------------

- 平日は、従来どおり、茨城労働局や県内の各労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」でご相談を受け付けています。
- 夜間や休日、労働条件のお悩みには、フリーダイヤルで電話相談をお受けしています。

労働条件相談 ほっとライン	フリーダイヤル はい! ろうどう 0120-811-610	月～金(祝日含む)	午後5時から午後10時
		土・日	午前9時から午後9時

【参加無料：過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します】

平成30年11月25日(日) 13:30～15:30 定員：100名
つくば国際会議場 中会議室201 (つくば市竹園2-20-3)

基調講演 「過労死問題解決のための支援団体の取り組み」
坂倉 昇平 氏 (NPO法人 POSSE 理事)

詳細・申込は、厚生労働省委託先事業者(株式会社プロセスユニーク)の専用ウェブサイトまで

→<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>





ハロートレーニング を活用して 就職やスキルアップにつなげよう!

ハロートレーニングとは?

ハロートレーニング（公的職業訓練）とは、雇用保険を受給している求職者を主な対象とする**公共職業訓練**と、雇用保険を受給できない求職者の方が主な対象とする**求職者支援訓練**の総称です。キャリアアップや希望する職業を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な制度です。これから働こうとする方、働く方すべてが対象です。

※受講料は基本的に無料です（テキスト代等除く）。

※在職者や学卒者の方を対象としたハロートレーニングは有料です。

主な訓練コース

離職者訓練：基本的に2～6か月、在職者訓練：2～5日、学卒者訓練：1～2年間の訓練です。

- OAシステム、Webデザイン、介護サービス、医療・調剤・介護事務等
- 不動産ビジネス、パソコン簿記、Webクリエイター、建設人材育成等
- 調理師、情報メディア、介護福祉科、生産CAD科、金属加工科等

◆多種多様な訓練分野◆時代のニーズに則したコース◆女性向けコース◆資格取得を目指すコースなど実施しております。

事業主の皆様!!

訓練受講生の積極的な採用をお願いします。

お問い合わせ先

ハローワーク水戸	029-231-6221	ハローワーク常総	0297-22-8609
ハローワーク笠間	0296-72-0252	ハローワーク石岡	0299-26-8141
ハローワーク日立	0294-21-6441	ハローワーク常陸大宮	0295-52-3185
ハローワーク筑西	0296-22-2188	ハローワーク龍ヶ崎	0297-60-2727
ハローワーク下妻	0296-43-3737	ハローワーク高萩	0293-22-2549
ハローワーク土浦	029-822-5124	ハローワーク常陸鹿嶋	0299-83-2318
ハローワーク古河	0280-32-0461		

 公的職業訓練のキャラクター
「ハロトレくん」です!
ハロートレーニング
— 急がば学べ —

ハロートレーニングの概要は、厚生労働省及び茨城労働局ホームページをご覧ください。
詳しくは最寄りのハローワークへお気軽にご相談ください。
ハローワーク・茨城労働局 訓練室 Tel.029-277-8001

～中小企業事業主の皆さまへ～ 「財形貯蓄」を導入して、 福利厚生を充実させませんか？

導入手続きは簡単！最寄りの金融機関にご相談ください。

中小企業で財形貯蓄を導入した場合、**メリット**があります！

あなたの会社の魅力が、格段にアップします

多くの企業が実施している財形貯蓄制度ですが、中小企業単独では全体の1/4のみ。福利厚生の充実、就職時の企業選択の大きなポイントになっています。福利厚生制度を1つでも多く導入することは、企業の魅力アップにつながります

定着率アップや、よりよい人材確保につながります。

財形貯蓄は、毎月コツコツと貯金ができるため、従業員に喜ばれる制度です。財形貯蓄習慣を得ることで人生設計が可能となり、安心感や意欲の向上にもつながります。福利厚生の充実が定着率のアップにつながった、という企業もあります。

【財形貯蓄とは】

財形貯蓄（※1）は従業員の財産づくりを事業主と国が支援する制度です。毎月、事業主が、従業員の給与から一定額を天引きして金融機関に払い込むことで、従業員の財産形成を確実に行うことができます。また、老後資金や住宅取得を目的とした貯蓄の場合、その利子が非課税となる**税制上の優遇措置**も行われています。

この制度を導入するに当たっては、労働組合等との「天引預入協定」や、社内規定の整備、金融機関との手続きなどの事務が必要となります。

また、制度導入を機に、事業主が利子分を上乗せして従業員の財形口座に払い込んだり、従業員のための住宅ローン制度（※2）を導入することも可能ですので、従業員のモチベーションの向上にもつながるでしょう。**1人でも従業員を雇用していれば導入は可能です。**

※1 財形貯蓄は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法に基づいて行われています。

使い道を限定しない一般財形貯蓄のほか、利子等が非課税となる財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄があります。

※2 財形貯蓄利用者が利用できる公的住宅ローン【財形持家融資】です。

～福利厚生制度の充実のためにも、財形貯蓄の導入を検討してみたいかですか？～

厚生労働省の勤労者財産形成促進制度を紹介するウェブサイトです。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
勤労者財産形成事業本部

文字サイズ 小 中 大 Google カスタム検索 検索

財形制度について | 貯蓄・融資のご案内 | 個人の方へ | **法人・事業主の方へ** | 手続き・導入について

財形トップ ▶ 法人・事業主の方へ

社員思いの会社になる。

財形は社員のしあわせを
会社がサポートする制度です

ご意見・ご質問をお待ちしております

お電話でのご相談
03-6731-2935
受付時間
平日 9:00～17:15

資料請求・ダウンロード
ご意見・ご質問

詳しくは独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部のサイトをご覧ください。

財形制度についての概要やメリットなどのほか、各種お知らせを掲載しています。

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>

財形制度

検索





労働委員会の窓から

平成30年8月1日～平成30年9月30日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

🌻 今期の事件の状況



🌻 審査事件 (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。

また、1件の係属事件が終結しました。係属中の事件は2件です。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申立 年月日 申立人	申立人の求める救済内容	終結状況
平成28年 (不)第 1号事件	教育, 学 習支援業	H28. 6. 30 労働組合 上部組合 個人1名	1 懲戒解雇の撤回 2 職場復帰後, 昇給・担当職務等の労働条件で他の事務職員との差別の禁止 3 救済命令確定までの間の給与・賞与及び遅延損害金の支払(バックペイ) 4 団体交渉の応諾 5 団体交渉への上部団体の参加拒否の禁止 6 謝罪文の交付及び掲示	平成30年8月9日, 取下書の提出により事件は終結した(関与和解)。

🌻 調整事件 (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。

係属中の事件はありません。

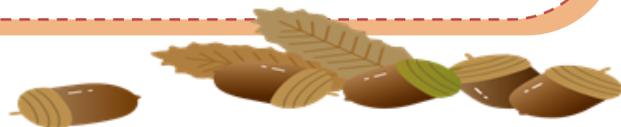
🌟 個別あっせん事件 （労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）

・・・当該期間中に新規申立てが1件あり、当該期間中に終了しました。

【新規・終了事件の概要】

事件名	業種	申請者区分	あっせん事項	終了状況
平成30年（個）第1号事件	不動産業	労働者	解雇に至るまでの会社の対応に対する慰謝料、謝罪を求める。	被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったため、あっせん打ち切りとして終了した。 （終了までの所要日数は34日）

🌟 労働相談会開催報告



個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会を開催しました。

10月13日（土）、18日（木）の2日間、茨城県労働委員会では、「個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会」を開催しました。

利用者の勤務形態を考慮して、1回目は、土曜日の日中に、いばらき就職・生活総合支援センターにおいて、2回目は、平日の夕方から、茨城県庁舎23階労働委員会事務局において相談会を行いました。なお、2回目は、電話での相談も受け付けました。

労働紛争を解決してきた弁護士などの公益委員、労働者委員、使用者委員が労働問題に関する相談を受け、あっせんの活用を勧めるなどさまざまなアドバイスをを行いました。



第3回労働相談会

日時：11月15日（木）

17:00～19:00

場所：茨城県庁舎23階
労働委員会事務局

電話での相談も行います。
労使間のトラブルでお困りの方、ぜひご利用ください。
（事前に電話でご予約ください。）

【お問い合わせ先】：茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL：029-301-5563（総務調整課）

029-301-5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

11月は、いばらき働き方改革推進月間です！

いばらき働き方改革推進協議会(経営者団体、労働団体、行政機関で構成)では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、11月第3水曜日(11月21日)に「県内一斉ノー残業デー」を、11月7日～13日に「休暇取得キャンペーン」を実施します。皆様のご協力をお願いします。

～ 「いばらき働き方改革取組宣言書」募集！ ～

企業・団体の皆様から取組を宣言する「いばらき働き方改革取組宣言書」を募集しています。宣言を提出し、働きやすい職場づくりに共に取り組みましょう！

**いばらき働き方改革
推進キャンペーン
2018 11月**

ひとつ、働き方を変えてみよう。

「いばらき働き方改革取組宣言書」大募集！

**11月21日(水)は
「県内一斉ノー残業デー」**

11月7日▶13日は「休暇取得キャンペーン」

詳しくは

主催 いばらき働き方改革推進協議会

(問い合わせ先)

茨城県産業戦略部労働政策課労働経済・福祉グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-3635 FAX 029-301-3649 Email rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/2018hatarakikatacp.html>

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。

	勤労者緊急生活資金融資制度	失業者等緊急生活資金融資制度
対象者	県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方	県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方 ○失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件となります） ○勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
使 途	○自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等） ○医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等） ○教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等） ○災害・交通事故のため必要となった資金 ○転居費用	○日常生活に必要な生活資金
融資額	100万円以内	50万円以内
利 率	年利1.7%（別途保証料0.7%）	年利1.2%（別途保証料0.7%）
返 済	5年以内（6ヶ月以内の元金据置期間を含む）	
その他	融資利率は、平成30年10月1日現在の利率です。予告無く変更する場合があります。審査に必要な書類等は下記までお問い合わせください。	

<お借入申込み>中央労働金庫県内各支店

<お問い合わせ>中央労働金庫茨城県本部 (TEL: 029-221-4181)

茨城県労働政策課 (TEL: 029-301-3635)

仕事と生活の調和推進計画 ～ワーク・ライフ・バランスはじめの一步～

県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！

また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となります（平成31・32年度資格者名簿分）。

詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください。

（様式と計画の記入例を掲載しています）



働き方改革講師派遣のご案内

県では、働き方改革や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みを推進するため、無料で講師を派遣します。働き方改革とは何か、どのようにワーク・ライフ・バランスに取り組んでいけば良いのか、などについてぜひ学んでみませんか。

- 1 講師：働き方改革アドバイザー（県が委嘱した社会保険労務士）
- 2 時間：40分程度
- 3 対象：県内中小企業、団体、市町村
- 4 派遣料：無料
- 5 お問い合わせ：茨城県産業戦略部労働政策課 電話 029-301-3635



茨城労働 Seed 11月号 第708号
茨城県産業戦略部労働政策課
〒310-8555 水戸市笠原町978番6
平成30年11月発行 TEL 029-301-3635
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>